

令和7年度予算

## 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費調

消費税の引き上げに伴う地方消費税交付金の増収分(社会保障財源化分)については全て社会保障経費の財源とし、その充当について予算の説明資料等において明らかにすることとされています。令和7年度一般会計予算における社会保障施策経費への充当状況を以下のとおり明示します。

歳入 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 54,300 千円  
 歳出 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 1,183,570 千円

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	村債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	障害者福祉事業	261,787	千円 194,103	千円	千円 1	千円 6,654	千円 61,029
	高齢者福祉事業	4,490			16	440	4,034
	児童福祉事業	529,935	366,421		8,515	15,239	139,760
	小計①	796,212	560,524		8,532	22,333	204,823
社会保険	国民健康保険事業	60,619	32,475			2,767	25,377
	介護保険事業	120,080	6,726			11,145	102,209
	小計②	180,699	39,201			13,912	127,586
保健衛生	健康診査等事業	30,240				2,973	27,267
	予防接種事業	41,252	20			4,054	37,178
	後期高齢者医療事業	135,167	22,994			11,028	101,145
	小計③	206,659	23,014			18,055	165,590
合計(①+②+③)		1,183,570	622,739		8,532	54,300	497,999

※ 事業費からは、事務費及び人件費を控除しています。

※ 地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分の上、充当しています。